

日本輸入・持込禁止品及び・規制品・その他注意事項

■あへん、コカイン、ヘロインなどの麻薬、大麻、あへん吸煙具、覚せい剤（覚せい剤原料を含有するヴィックスインヘラー、なども含まれます。）、その他日本国内で保持、利用が禁止されている成分を含む物品。

■けん銃等の銃砲及びこれらの銃砲弾及びけん銃の部品

■通貨又は証券の偽造品、変造品、模造品（例えば、ニセ金貨など）

■公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（わいせつ 雑誌、わいせつビデオテープ、わいせつCD-ROMなど）

■偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権及び回路配置利用権）を侵害する物品

■家畜伝染病予防法と植物防疫法で定める特定の動物とその動物を原料とする製品、植物とその包装物など

■野生動植物を保護するための「ワシントン条約」に該当する物品

漢方薬	じゃこう鹿エキス、トラの骨、クマの胆、サイの角等を含有する薬等
毛皮・敷物	トラ、ヒョウ等のネコ科の動物、オオカミ、クマ、シマウマ（一部）等
ハンドバッグ・ベルト・財布等	ワニ、ウミガメ、ヘビ（一部）、トカゲ（一部）、ダチョウ（一部）等
象牙・同製品	インドゾウ、アフリカゾウ
はく製	ワシ、タカ、ワニ、ゴクラクチョウ、センザンコウ（一部）等
その他	こきゅう（ニシキヘビの皮を使った楽器）、チョウの標本、ダチョウの卵、クジャクの羽、シャヤコガイの製品、サンゴの製品（一部）等

■動・植物検疫の必要なもの

果物（パイナップル、オレンジなどの果実、切花、野菜などが含まれます。）、動物（生肉、乾燥肉/ジャーキー、ハム、ソーセージなども含まれます。輸出国政府機関より発行された検査証明書が必要です。）は税関検査の前に動植物検疫カウンターで必ず検疫を受けて下さい。

■猟銃・刀剣など

猟銃、空気銃、刀剣などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続後でなければ輸入できないことになっています。

■数量制限のあるもの

韓国産の大島紬などの紬類については、輸入者個人が使用するものに限り、10㎡（2反程度）まで輸入が認められますが、超過分については税金を払っても輸入は認められません。

■医薬品、化粧品などは、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

医薬品及び医薬部外品……2ヶ月以内（外用薬は1品目24個以内）※税関で別途成分検査がある場合があります。

健康サプリメント……3ヶ月以内 ※医薬品成分が含まれていますと、カナダでは健康サプリメントでも、日本では医薬品扱いとなります。

化粧品……1品目24個以内

医療用具……1セット（家庭用のみ）※日本で定める医療用具。例：コンタクトレンズは医療用具となります。

食料品、飲料品……1品目合計内容量10kg以内（一部例外商品があります。例：砂糖1kg以内）

■タバコ・酒類

タバコはQICの発送サービスではお取り扱いいたしません。禁止品ではありませんが、貨物に含まれていた場合は破棄処分となります。酒類は、発送方法によって可能です。

■その他航空貨物として禁止されている品物

香水、スプレー（ガス使用タイプ、例ヘアスプレー）、揮発性接着剤、可燃ガス・燃料・火薬・そのもの、もしくはそれらを含む物品（マッチ、ガス・オイルを含むライター）、加熱成分を含むもの（携帯使い捨てカイロなど）

■映像関連

映像が含まれるすべての記憶媒体（DVD、CD-R、ハードディスク、ゲームソフト）は、コンテンツの詳細明記が必要です。

■その他補足

記入もれまたは故意に規制・禁止品が貨物に含まれており、日本税関法や薬事法・衛生法・銃刀法などに基づき罰金などの処罰が発生した場合、それらの責任はすべて発送人もしくは受取人にあります。また、規制品・禁止品、規制制限以上の品物は没収・破棄処分になります。

税関により再検査、精密検査が必要となった場合、その手数料は受取人負担となります。

貨物は、日本のみならずカナダの輸出に関する法規制に従わないといけません。航空便によっては、カナダ・日本以外の国を経由することもあります。（例：FedEx、UPS、TNT）同じように、経由するそれぞれの国々の法規制従う必要があることもご了承ください。

発送前に、Commercial Invoiceもしくは内容明細が不明瞭であり発送には不十分と判断しますと、発送を一時中断し再度内容を確認いたします。再書類作成が必要となりますと別途手数料をいただきますので、申告内容は明確に記載ください。